

## 工事競争参加者募集・選定表

工事種別	入札方式	発注規模等		発注対象となる一般競争参加資格 若しくは指名競争参加資格の等級 又は共同企業体の組合せ	共同企業体の構成員の 工事限度額
土木工事	一般競争	50億円以上		単体のNs又は 2者～3者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満		単体のN又は 2者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	一般競争 (技術提案交 渉方式・技術 選抜見積方 式を適用する 場合)	50億円以上		単体のNs又は 2者～10者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満		単体のN又は 2者～10者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	条件付一般 競争又は指 名競争	13億円以上 一般競争基準額未満	特殊な場合	A・A	
				A・B	Bは請負代金のうち10億円未満
			一般の場合	A	
				A・B	Bは請負代金のうち10億円未満
		10億円以上 13億円未満	特殊な場合	A・A	
				A・B	Bは請負代金のうち10億円未満
			一般の場合	A	
				A・B	Bは請負代金のうち10億円未満
		7億円以上 10億円未満	特殊な場合	A・C	Cは請負代金のうち4億円未満
				A	
	4億円以上 7億円未満	一般の場合	B・C	Cは請負代金のうち4億円未満	
			B		
2億円以上 4億円未満	一般の場合	B			
		C			
2億円未満	一般の場合	C			
舗装工事	一般競争	50億円以上		単体のNs又は 2者～3者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満		単体のN又は 2者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	条件付一般 競争又は指 名競争	新設工事	13億円以上 一般競争基準額未満	A	
			4億円以上 13億円未満	A・B	Bは請負代金のうち4億円未満
			2億円以上 4億円未満	A	
			2億円未満	B	
		維持改良工事	13億円以上 一般競争基準額未満	A	
			4億円以上 13億円未満	A・B	Bは請負代金のうち4億円未満
			1億円以上 4億円未満	A	
			1億円未満	B	

工事種別	入札方式	発注規模等	発注対象となる一般競争参加資格 若しくは指名競争参加資格の等級 又は共同企業体の組合せ	共同企業体の構成員の 工事限度額
PC橋上部 工工事	一般競争	50億円以上	単体のNs又は 2者～3者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満	単体のN又は 2者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	一般競争(技 術提案交渉 方式を適用す る場合)	50億円以上	単体のNs又は 2者～10者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満	単体のN又は 2者～10者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	条件付一般 競争又は指 名競争	2億円以上 一般競争基準額未満	A	
		1億円以上 2億円未満	A	
		1億円未満	B	
鋼橋上部 工工事	一般競争	50億円以上	単体のNs又は 2者～3者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満	単体のN又は 2者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	一般競争(技 術提案交渉 方式を適用す る場合)	50億円以上	単体のNs又は 2者～10者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満	単体のN又は 2者～10者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	条件付一般 競争又は指 名競争	2億円以上 一般競争基準額未満	A	
		1億円以上 2億円未満	A	
		1億円未満	B	
橋梁補修 改築工事	一般競争	50億円以上	単体のNs又は 2者～3者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満	単体のN又は 2者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	一般競争 (技術提案交 渉方式・技術 選抜見積方 式を適用す る場合)	50億円以上	単体のNs又は 2者～10者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満	単体のN又は 2者～10者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	条件付一般 競争又は指 名競争	一般競争基準額未満	2者の競争参加有資格者による 特定建設工事共同企業体 単体の競争参加有資格者	
建築工事	一般競争	50億円以上	単体のNs又は 2者～3者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満	単体のN又は 2者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	条件付一般 競争又は指 名競争	13億円以上 一般競争基準額未満	A	
		4億円以上 13億円未満	A・B	Bは請負代金のうち4億円未満
		2億円以上 4億円未満	A	
		1億円以上 2億円未満	B	
		3,000万円以上 1億円未満	B	
		3,000万円未満	C	
			C	

工事種別	入札方式	発注規模等	発注対象となる一般競争参加資格 若しくは指名競争参加資格の等級 又は共同企業体の組合せ	共同企業体の構成員の 工事限度額
電気工事	一般競争	50億円以上	単体のNs又は 2～3者のNiによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満	単体のN又は 2者のNiによる 特定建設工事共同企業体	
	条件付一般競争又は指名競争	13億円以上 一般競争基準額未満	A	
		4億円以上 13億円未満	A・B	Bは請負代金のうち4億円未満
		2億円以上 4億円未満	A	
		1億円以上 2億円未満	B	
		3,000万円以上 1億円未満	B	
		3,000万円未満	C	
通信工事	一般競争	50億円以上	単体のNs又は 2～3者のNiによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満	単体のN又は 2者のNiによる 特定建設工事共同企業体	
	条件付一般競争又は指名競争	13億円以上 一般競争基準額未満	A	
		4億円以上 13億円未満	A・B	Bは請負代金のうち4億円未満
		1億円以上 4億円未満	A	
		1億円未満	B	
トンネル 非常用設備 工事	一般競争	50億円以上	Ns	
		一般競争基準額以上 50億円未満	N	
	条件付一般競争又は指名競争	一般競争基準額未満	単体の競争参加有資格者	
受配電設備 工事	一般競争	50億円以上	Ns	
		一般競争基準額以上 50億円未満	N	
	条件付一般競争又は指名競争	一般競争基準額未満	単体の競争参加有資格者	
遠方監視 制御設備 工事	一般競争	50億円以上	Ns	
		一般競争基準額以上 50億円未満	N	
	条件付一般競争又は指名競争	一般競争基準額未満	単体の競争参加有資格者	
伝送交換 設備工事	一般競争	50億円以上	Ns	
		一般競争基準額以上 50億円未満	N	
	条件付一般競争又は指名競争	一般競争基準額未満	単体の競争参加有資格者	
交通情報 設備工事	一般競争	50億円以上	Ns	
		一般競争基準額以上 50億円未満	N	
	条件付一般競争又は指名競争	一般競争基準額未満	単体の競争参加有資格者	

工事種別	入札方式	発注規模等	発注対象となる一般競争参加資格 若しくは指名競争参加資格の等級 又は共同企業体の組合せ	共同企業体の構成員の 工事限度額
無線設備 工事	一般競争	50億円以上	Ns	
		一般競争基準額以上 50億円未満	N	
	条件付一般競争又は指名競争	一般競争基準額未満	単体の競争参加有資格者	
トンネル 換気設備 工事	一般競争	50億円以上	Ns	
		一般競争基準額以上 50億円未満	N	
	条件付一般競争又は指名競争	一般競争基準額未満	単体の競争参加有資格者	
機械設備 工事	一般競争	50億円以上	Ns	
		一般競争基準額以上 50億円未満	N	
	条件付一般競争又は指名競争	一般競争基準額未満	単体の競争参加有資格者	
その他の 工事	一般競争	50億円以上	単体のNs又は 2～3者のNによる 特定建設工事共同企業体	
		一般競争基準額以上 50億円未満	単体のN又は 2者のNによる 特定建設工事共同企業体	
	条件付一般競争又は指名競争	一般競争基準額未満	単体の競争参加有資格者	

注1) この表における「一般競争基準額」とは、政府調達に関する協定の対象基準額(1,500万SDR)をいう。

注2) 発注規模等に記載する「特別な場合」とは、長大トンネル、特殊工法等を含み、施工上困難を伴うもので、特に施工能力を必要とすると認められる場合をいう。

注3) 「N」は一般競争参加資格者を、「A」、「B」及び「C」は等級区分を、それぞれ示す。

注4) 「Ns」は、50億円以上の一般競争入札に単体で参加できる者を示す。

注5) 発注規模等に対応する等級に格付けされた工事に資格者の数が少数であるとき、工事が特別な技術又は高度な技術を必要とするものであるときその他必要があると認めるときは、この表にかかわらず、発注規模等に対応する等級以外の等級に格付けされた工事に資格者を募集し又は選定する場合がある。